官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令（法務五六）　一
〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件（国家公安委四五）　二
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（同四六）
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同四七）
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同四八）
○令和八年産のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件（農林水産一八八六）　三
○農薬を登録した件（同一八八七）
○農薬の登録が失効した件（同一八八八）
○道路に関する件（東北地方整備局一〇一、一〇二）
○道路に関する件（中部地方整備局一〇六、一〇七）　五
○道路に関する件（九州地方整備局一三七～一四一）
〔国会事項〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）　六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
法　務
公証人任免（法務省）　七
国家試験
令和七年度土地区画整理士技術検定合格者（国土交通省）　七
令和八年度土地区画整理士技術検定の実施（同）　七
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五六）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁　八
登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　八
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

省　令

○法務省令第五十六号

民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八条の二並びに同法第七百六十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月十二日

法務大臣　平口　洋

民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令

（子の監護費用の先取特権に係る額の算定）

第一条　民法第三百八条の二に規定する法務省令で定めるところにより算定した額は、一月当たり八万円に同条に規定する定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じて得た額とする。

（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例に係る額の算定）

第二条　民法第七百六十六条の三第一項に規定する法務省令で定めるところにより算定した額は、二万円に同項の規定による請求をする父母の一方が離婚の時から引き続き監護を主として行う子の数を乗じて得た額とする。

2　民法第七百六十六条の三第二項の規定による日割計算は、離婚の日の属する月又は同条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日の属する月の日数を基礎としてこれを行う。

3　前二項の規定は、民法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において同法第七百六十六条の三第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（検討）

2　この省令の規定については、この省令の施行後、この省令の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。